

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

特定屋外タンク貯蔵所の保安検査の時期に係る運用について

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 13 号）、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成 23 年総務省令第 5 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成 23 年総務省告示第 48 号）が平成 23 年 2 月 23 日に公布され、その内容については「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について」（平成 23 年 2 月 23 日付け消防危第 36 号消防庁次長通知）により通知しているところです。この度、危険物の規制に関する政令第 8 条の 4 第 2 項第 1 号ロに規定された特定屋外貯蔵タンクの底部の板の厚さの 1 年当たりの減少量を総務省令で定める特殊の方法（以下「連続板厚測定方法」という。）を用いて測定した特定屋外タンク貯蔵所のうち、当該減少量が一定の基準を満たし、かつ、保安のための措置を講じているものの保安検査の時期に係る運用についての留意事項を下記のとおりとりまとめましたので、貴職におかれましては、下記事項に十分留意され、その運用に配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

また、本通知中においては、改正後の法令名及び用語について次のとおり略称を用いたので御承知お願います。

1 法令名

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）…………… 法
危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）…………… 政令
危険物の規制に関する政令（平成 23 年政令第 13 号）…………… 改正政令
危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）…………… 規則
危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）…………… 告示

2 用語

危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令（昭和52年政令第10号（以下「52年政令」という。））の施行の際現に法第11条第1項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされていた特定屋外タンク貯蔵所……………旧法タンク

52年政令の施行後法第11条第1項前段の設置に係る許可の申請がされた特定屋外タンク貯蔵所……………新法タンク

旧法タンクのうち、その構造及び設備が危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成6年政令第214号）附則第3項第1号に規定する基準（以下「第1段階基準」という。）に適合し、かつ第1段階基準適合届出をしたもの……………第1段階基準タンク

旧法タンクのうち、その構造及び設備が52年政令附則第3項に定める技術上の基準（以下「新基準」という。）に適合し、かつ新基準適合届出をしたもの……………新基準タンク

新基準に適合しない旧法タンク……………旧基準タンク

直近において行われた保安検査……………前回の保安検査

前回の保安検査の直近において行われた保安検査又は完成検査……………前々回の保安検査

前々回の保安検査の直近において行われた保安検査又は完成検査……………3回前の保安検査

告示第69条の2に規定する特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するためのコーティング……………コーティング

特定屋外貯蔵タンクの底部の板の厚さが外面からの腐食により減少した量……………外面腐食量

特定屋外貯蔵タンクの底部の板の厚さが内面からの腐食により減少した量……………内面腐食量

記

第1 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査の時期に関する事項

政令第8条の4第2項第1号ロにおいて、特定屋外貯蔵タンクの底部（以下「タンク底部」という。）の板の厚さを連続板厚測定方法を用いて測定した結果、板の厚さの1年当たりの腐食による減少量が総務省令に定める基準を満たし、かつ、保安のための措置を講じているものに係る保安検査の時期について、当該減少量及び前回の保安検査における板の厚さを用いて算出される8年以上15年以内の期間とされたが、その運用に当たっては次のことに留意すること。

1 連続板厚測定方法を用いたタンク底部の板の厚さの測定

政令第8条の4第2項第1号ロに規定する総務省令で定める特殊の方法として、タンク底部の板の厚さ又は腐食量を連続板厚測定方法により測定（以下「連続板厚測定」という。）することが規則第62条の2の4に規定されたが、当該測定は次の(1)から(4)までによること。

- (1) タンク底部の板の厚さは、超音波探傷法、渦流探傷法、漏えい磁束探傷法を用いた測定装置によって測定することとされたこと（告示第69条の5）。なお、連続板厚測定精度を確保することは

当該タンクの安全性を確保する上できわめて重要であり、測定装置の性能、測定装置による測定方法及び測定者の技能等については「連続板厚測定方法による特定屋外貯蔵タンク底部の板厚測定に関する運用について」（平成15年3月28日付け消防危第27号）を参照されたいこと。

- (2) 連続板厚測定は、タンク底部の全面にわたって30mm以下の間隔で実施することとされたこと（規則第62条の2の4第1項）。
- (3) 障害物等が存在するために測定装置による連続板厚測定が不可能な箇所は、測定装置を用いずに30mm以下の間隔で測定を行うこと（規則第62条の2の4第2項）。ただし、次のアからウの箇所については、測定が困難であり、かつ、限られた範囲であることから、測定を必要としないこと。
 - ア 溶接線近傍の連続板厚測定装置の不感帯部（側板とアニュラ板の溶接部近傍（溶接止端部から幅20mm未満の範囲）、アニュラ板相互、底板相互等の溶接部近傍）
 - イ 保護板部及び保護板部の周囲
 - ウ 測定値の欠損部（欠損の原因を調査し、再度連続板厚測定を実施した後の測定欠損部の面積が60mm×60mm未満である場合）
- (4) (2)の測定結果は保安検査の前6月以内に測定されたものであり、かつ、当該結果が保安検査において市町村長等に確認されていること。

なお、改正政令の施行の日前に連続板厚測定が行われており、受け払い配管や水抜き付近等付属設備近傍で定点測定（「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（昭和52年3月30日付け消防危第56号）第2、2、(4)又は、「屋外タンク貯蔵所の地震対策について」（昭和54年12月25日付け消防危第169号）別添第1、1、(2)による板厚測定）が行われているものについては、当該測定の範囲（(3)ア～ウに係るものを除く。）の面積の合計が、底部板全体の1%以下であるものに限り、連続板厚測定が行われたものとみなすこと。

2 タンク底部の板の厚さの1年当たりの腐食による減少量の算出

タンク底部の板の厚さの1年当たりの腐食による減少量の算出方法が規則第62条の2の5に規定されたが、当該減少量の算出に当たっては次の(1)から(4)によること。

(1) タンク底部の板の厚さの腐食による減少量

コーティングが講じられている特定屋外貯蔵タンクにあつては、前々回の保安検査から前回の保安検査までの期間の外面腐食量を次のア及びウ(イ)の方法により算出すること。コーティングが講じられていないものにあつては、当該期間の外面腐食量、内面腐食量及び外面の腐食と内面の腐食のいずれも生じている箇所（以下「両面腐食箇所」という。）の板の厚さの減少量を次のアからウの方法により算出すること。なお、タンク底部の板に生じた内面の凹みのうち、腐食以外の要因によることが明らかなものについては、内面腐食量として取り扱わないものとする。

ア 外面腐食量

外面腐食量は、前回の保安検査における連続板厚測定の結果において外面の腐食が生じている箇所について、当該箇所における次の(ア)又は(イ)の板の厚さから前回の保安検査における連続板

厚測定の結果の板の厚さを別添1の手順によって減じたもののうち最大のものとする。

(ア) 前々回の保安検査において連続板厚測定が行われている場合にあっては、当該測定結果。ただし、当該測定を行った後に底部の板の取替えが行われた場合にあっては、その板の使用を開始した時の板の厚さ（以下「初期板厚」という。）。

(イ) (ア)以外の場合にあっては、初期板厚。ただし、前々回の保安検査において連続板厚測定を行っていない場合であっても、前回の保安検査において外面の腐食が生じている箇所（以下「腐食箇所」）の板の厚さを前々回の保安検査において30mm以下の間隔で測定している箇所については、当該測定結果を用いることができる。

イ 内面腐食量

内面腐食量は、前回の保安検査のための開放時に内面の腐食が生じている箇所について、前回の保安検査における当該箇所の内面の腐食の深さから前々回の保安検査の日の当該箇所の内面の腐食の深さを減じた値のうち最大の値とすること。当該減じた値は、前回の保安検査において内面の腐食が生じている箇所の内面の腐食の深さの大なるもの上位10箇所及び当該深さが1.5mm以上である箇所について算出すること。また、前々回の保安検査の日の当該箇所の内面の腐食の深さが不明である場合は当該深さを0mmとすること。

なお、前回の保安検査における当該箇所の内面の腐食の深さとは、保安検査のために当該特定屋外貯蔵タンクを開放して点検を行った際に測定した深さであって、補修を行う前のものをいう。

ウ 両面腐食箇所における板の厚さの減少量

前回の保安検査のための開放時に内面の腐食が生じている箇所に外面の腐食も生じている箇所については、次の(ア)及び(イ)を当該箇所ごとに合計したもののうち、最大の値とすること。

(ア) 前回の保安検査における当該箇所の内面の腐食の深さから前々回の保安検査の日の当該箇所の内面の腐食の深さを減じた値

(イ) 前回の保安検査における当該箇所の外面の腐食の深さから前々回の保安検査の日の当該箇所の外面の腐食の深さ（当該深さが不明である場合には0mmとする。）を減じた値

(2) タンク底部の板の厚さの1年当たりの腐食による減少量を算出する期間

板の厚さの1年当たりの腐食による減少量を算出する期間は前々回の保安検査の日から前回の保安検査の日までの年数とし、その値は小数点以下第1位まで算出すること。

(3) タンク底部の板の厚さの1年当たりの腐食による減少量

タンク底部の板の厚さの1年当たりの腐食による減少量は、底板及びアニュラ板のそれぞれについて、次の区分により、小数点以下第2位まで算出すること。

ア コーティングが講じられている特定屋外貯蔵タンク

次の(ア)又は(イ)のいずれか大なる値（以下「外面腐食速さ」という。）

(ア) (1)アで算出した外面腐食量を(2)で算出した値で除して得た値

(イ) (1)ウ(イ)で算出した値のうち最大の値を(2)で算出した値で除して得た値

イ コーティングが講じられていない特定屋外貯蔵タンク

次の(ア)から(ウ)のうち最大の値

(ア) アと同じ方法により算出された外面腐食速さ

(イ) (1)イで算出した内面腐食量を(2)で算出した値で除して得た値のうち最大のもの(以下「内面腐食速さ」という。)

(ウ) (1)ウで求めた両面腐食箇所の板の厚さの減少量を(2)で算出した値で除して得た値

(4) コーティングが講じられていない特定屋外貯蔵タンクの3回前の保安検査から前々回の保安検査までの期間における内面腐食速さ

コーティングが講じられていない特定屋外貯蔵タンクの3回前の保安検査から前々回の保安検査までの期間における内面腐食速さは、3回前の保安検査から前々回の保安検査までの期間における内面腐食量((1)イを準用して算出すること。この場合において、(1)イ中「前回の保安検査」とあるのは「前々回の保安検査」と、「前々回の保安検査」とあるのは「3回前の保安検査」と読み替えること。)を、3回前の保安検査の日から前々回の保安検査の日までの期間(年数)で除して算出すること。

なお、当該期間中、特定屋外貯蔵タンクの内面にはコーティングが講じられていないこと。

3 タンク底部の板の厚さの1年当たりの腐食による減少量の基準

タンク底部の板の厚さの1年当たりの腐食による減少量の基準は次のとおりであること(規則第62条の2の6)。

(1) コーティングが講じられている特定屋外貯蔵タンクにあつては、2(3)アで算出した値が0.2mm/年以下であること。

(2) コーティングが講じられていない特定屋外貯蔵タンクにあつては、次のア及びイの基準のいずれにも適合すること。

ア 2(3)イ(ア)で算出した値が0.2mm/年以下であること。

イ 2(3)イ(イ)で算出した前回の保安検査における内面腐食速さ及び2(4)で求めた前々回の保安検査における当該速さがいずれも0.1mm/年以下であること。

4 次回の保安検査の時期を定める期間の算出

(1) 次回の保安検査の時期を定める期間

次回の保安検査の時期を定める期間は、底板及びアニュラ板それぞれの前回の保安検査におけるタンク底部の板の厚さの最小値(後述(2))から告示で定める値(後述(3))を減じた値を底板及びアニュラ板それぞれについて2(3)で算出した値で除して得た値のうち、いずれか小なるものに相当する年数とすること。この場合において、その値は整数とし小数点以下は切り捨てること。また、当該年数が8年未満の場合は8年、15年を超える場合は15年とすること(規則第62条の2の3第1項第2号)。

(2) 前回の保安検査におけるタンク底部の板の厚さの最小値

(1)のタンク底部の板の厚さの最小値は、前回の保安検査の日に確認された最小の厚さとすること。
なお、タンク底部の板の厚さが減少した要因には、腐食以外の要因も考えられるが、当該最小の厚さの箇所の選定に当たっては当該箇所の板の厚さが減少した要因は問わないものであること。

(3) タンク底部の板の厚さの最小値から減じる値

(1)の告示で定める値は、次のとおりであること（告示第69条の4）。

ア 底板の厚さの最小値から減じる値は、告示第4条の17第2号で定める最小厚さから3mmを減じた値とすること。

イ アニュラ板の厚さの最小値から減じる値は、告示第4条の17第4号で定める側板の最下段の厚さに応じて規定する最小厚さから3mmを減じた値とすること。

5 保安のための措置の要件

政令第8条の4第2項第1号ロを適用するための保安のための措置が規定されたこと（規則第62条の2の2第2項）。今回規定された保安のための措置の有効性については、保安検査等において把握されたデータ等に基づき、次のことに留意の上判断すること。

(1) 前回の保安検査において、タンク底部の板の取替えや基礎の変更工事を行っていないこと（同項第1号）。なお、この規定は、外面腐食速さを測定した期間と前回の保安検査から次回の保安検査までの期間のそれぞれの期間の間でタンク底部の板の外面の腐食環境に変化を生じることにより、当該速さが変化するおそれがあることから定められたものである。同じ理由により、アニュラ板の側板外面張出し部において雨水浸入防止措置が講じられているものにあつては、その機能が次回の保安検査まで有効に機能するよう維持管理されることが必要であること。

(2) 特定屋外貯蔵タンクが次のいずれかの要件を満たすこと（同項第2号）。

ア コーティング又はこれと同等以上の措置を講じていること。

イ コーティングを講じていない特定屋外貯蔵タンクにあつては、固定屋根を有し、腐食の発生に影響する水等の成分管理が十分に行われており、かつ、3回前の保安検査から前回の保安検査までの間のコーティングの施工、油種、貯蔵温度及び不活性ガス封入等腐食の発生に著しい影響を及ぼす貯蔵条件を変更することがないこと（告示第69条の3）。

(3) 危険物が特定屋外貯蔵タンク内部に設置されたヒーターにより加温貯蔵されていないこと（同項第3号）。

(4) 特定屋外貯蔵タンク本体に補修が行われているものにあつては、その補修は、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成6年9月1日付け消防危第73号）別添1「補修基準」中の「基本的な周期の延長可能タンク」として分類される基準に該当するものであること。また、タンク本体は、しわ、歪み、はね上がり、隅角部の開度の異常等の有害な変形がないものであること。なお、有害な変形の判断は、「容量が1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検の時期等に関する運用について」（平成12年3月21日付け消防危第31号）別添1別表「特定屋外貯蔵タンクに構造上の影響を与える有害な変形」によりまず目視によって確認し、

変形が認められる箇所については、隅角部角度測定データ等により詳細に確認すること（同項第4号）。

(5) 不等沈下については、直径に対する不等沈下の数値の割合が $1/300$ （タンク荷重を支える地層が水平層状である場合は $1/100$ ）以上となるおそれがないものであること。この場合の不等沈下のデータは、特定屋外貯蔵タンクの許可液面高さの80%以上の液面高さにおいて測定されたものとする（同項第5号）。

(6) 支持力及び沈下に関する地盤の安全性については、経年的な沈下量の測定結果による年平均沈下量が1 cm以内であること（同項第6号）。

この場合の経年的な沈下量のデータは、特定屋外貯蔵タンクの許可液面高さの80%以上の液面高さにおける3年間以上の経年沈下量の測定によるものとする。ただし、不等沈下量が $1/600$ 以下又は3 cm以下で許可液面高さに対して80%以上の貯油履歴がある場合には、ほぼ同液レベルで測定した1年間の年沈下量が1 cm以下とすることができること。

また、沈下量は、タンクヤード全体の地盤沈下量を差し引いても差し支えないこと。なお、経年沈下量は特定屋外貯蔵タンクの全測定点の平均値に基づき算定するものとする。

(7) 特定屋外貯蔵タンクの維持管理体制については、次の事項を満たすものであること（同項第7号）。

ア 過去3年間特定屋外貯蔵タンクの維持管理に起因する事故が発生していないこと。

イ 法第12条第2項に基づく措置命令を受けていないこと。

ウ 法第14条の2、第14条の3及び第14条の3の2の規定に関する違反がないこと。

エ 保安作業従事者に対する教育訓練が適切に行われていること。

オ 保安のための巡視、点検等が適切に行われていること。

6 その他

(1) 旧基準タンク及び新基準タンクに係る保安検査の時期については、政令第8条の4第2項の規定にかかわらず、なお従前の例によるとされたこと（改正政令附則第2条第1項、第2項）。

また、第1段階基準タンクが、第1段階基準適合届出をした日後最初に受ける保安検査の時期については、政令第8条の4第2項第1号口の適用がされないとされたこと（改正政令附則第2条第3項）。

(2) 保安検査時期延長申請書（別記様式26の5及び別記様式26の6）の様式が定められたが、これに添付すべき図書等については別添2を標準とし、市町村長等はこの申請書等を参考に、算出された次回の保安検査の時期及び保安のための措置が適切であることを確認すること。また、保安検査時等において保安のための措置について確認されている要件にあつては、備考欄にその旨を記載することにより、図書等の添付を省略することとして差し支えないこと（規則第62条の2の3第2項）。

第2 特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するためのコーティングに関する事項

規則第62条の2の2の保安のための措置の要件のうち、特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止する

ためのコーティングは次によること（告示第69条の2）。

- 1 コーティングはビニルエステル樹脂を用いたガラスフレークコーティングであって、一定の品質を有するものとされたが、一定の品質を有するものとは、「特定屋外貯蔵タンク内部の腐食を防止するためのコーティングに関する指針について」（平成6年9月1日付け消防危第74号。以下「74号通知」という。）別紙1「コーティングに関する指針（以下「コーティング指針」という。）」別添1.2「ガラスフレークコーティング」1材料に適合するものであること（同条第1項）。
- 2 コーティングは、特定屋外貯蔵タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物に対して耐久性を有するものとされたが、貯蔵し、又は取り扱う危険物に対して耐久性を有するものとは、コーティング指針別表1に示すものであること（同条第2項）。
- 3 タンク内部に設置されたヒーターにより危険物を加温貯蔵する特定屋外貯蔵タンクにあつては、ノボラック系ビニルエステル樹脂を用いたもの（ビスフェノール系ビニルエステル樹脂との混合含む。）を用いること。ただし、貯蔵温度は60度以下であること（同条第3項）。
- 4 コーティングの厚さは、加温貯蔵する特定屋外貯蔵タンクにあつては500 μm 以上、加温貯蔵しない特定屋外貯蔵タンクにあつては400 μm 以上であること（同第4項）。
- 5 コーティングは、特定屋外貯蔵タンクの底板及びアニュラ板の内面並びに側板の内面のうち腐食するおそれが高い箇所に講じることとされたが、側板の内面のうち腐食するおそれが高い箇所とは、コーティング指針第3「コーティング施工位置」によること（同第5項）。
- 6 コーティングは適切に施工及び維持管理されなければならないこととされたが、その内容は次のとおりであること（同第6項）。
 - (1) 適切に施工されたコーティングとは、コーティング指針別添1.2「ガラスフレークコーティング」3「コーティング方法」により専門技術者の十分な管理の下に施工されたものであり、かつ、同4「試験」により確認されたものをいうこと。
 - (2) 適切に維持管理されたコーティングとは、74号通知別紙2「既存コーティングに関する指針（以下「既存コーティング指針」という。）」により補修等が行われているものをいうこと。
- 7 規則第62条の2の2第1項第1号イ、同項第3号ニ及び同条第2項第2号のこれと同等以上の措置としてガラス繊維強化プラスチックライニングを講じても差し支えないこと。この場合、コーティング指針及び既存コーティング指針におけるガラス繊維強化プラスチックライニングに関する事項に適合すること。

第3 その他

規則第62条の2の2による保安のための措置のうちコーティングの運用については74号通知に示しているが、平成22年度に消防庁が設置した「屋外タンク貯蔵所の保安検査の周期に係る調査検討会（座長：亀井浅道元横浜国立大学特任教授）」において、ガラスフレークコーティングが内面腐食防止機能を維持する耐用年数について新たな知見が得られたことから、74号通知の一部を次のように改める。

別紙2 既存コーティングに関する指針 第2 既存コーティングの経過年数中「20年」を「20年、最小膜厚400 μ m以上かつ平均膜厚700 μ m以上であって、膜厚分布に著しい偏りのないビスフェノール系及びノボラック系ビニルエステル樹脂ガラスフレークコーティングを行っている常温タンクにあつては26年」に改める。

なお、膜厚分布に著しい偏りのないこととは、膜厚の最頻値と平均値に大きな差がないことをいい、その目安は、鋼板1枚当たり3点（面積が10 m^2 未満の鋼板の場合は1点）で測定された膜厚の最頻値が平均値の $\pm 100\mu\text{m}$ 以内又は最頻値及び平均膜厚がいずれも700 μm 以上とする。

【連絡先】

消防庁危険物保安室

パイプライン係 新井場課長補佐・太田係長

電 話 03-5253-7524（直通）

FAX 03-5253-7534

底部の板の厚さの外面の腐食による減少量を算出する手順

1 初期板厚の算出

底部の板の初期板厚は板ごとに異なるため、底部の板一枚ごとに初期板厚を算出すること。初期板厚は前回の保安検査における連続板厚測定の結果の板ごとの板の厚さ（以下「板厚」という。）の最頻値又は、板ごとのミルシートに記載のある板厚の平均値とすることができる。

2 前回の保安検査における連続板厚測定の結果に基づく外面腐食箇所の抽出

板ごとの初期板厚から板ごとの連続板厚測定の結果を減じることにより、前回の保安検査における外面の腐食による板厚の減少量を求め、底板及びアニューラ板のそれぞれについて、当該減少量の大きなもの上位10箇所及び当該減少量が1.5mm以上の箇所を抽出する。

なお、抽出に当たってはデータが偏ることを防ぐために、当該箇所の位置（以下「外面腐食の位置」という。）を中心とする直径120mmの円が重ならないように抽出するものとする。

3 前回の保安検査における外面腐食の箇所の板厚

各外面腐食の位置の前回保安検査における連続板厚測定データを、各外面腐食の位置の前回の保安検査における板厚とする。

4 前回の保安検査における外面腐食箇所の前々回の保安検査の板厚算出方法

各外面腐食の位置の前々回の保安検査における板厚を次の①及び②により求める。

- (1) 前々回の保安検査における連続板厚測定データから各外面腐食の位置を中心として直径120mmの円内のデータを抽出する。
- (2) (1)で抽出されたデータのうち最小のものを前々回の保安検査における板厚とする。

5 底部の板の厚さの外面の腐食による減少量の算出

各外面腐食の位置について4で求められた前々回の保安検査における板厚から3で求められた前回の保安検査における板厚を引くことにより、各外面腐食の位置における前々回の保安検査と前回の保安検査の間の外面腐食による板厚の減少量を求める。

6 底部の板の厚さの1年当たりの外面の腐食による減少量の算出に用いる板の厚さの減少量

5で求められた外面腐食による板厚減少量のうち最大のものを底部の板の厚さの外面の腐食による減少量とする。

政令第8条の4第2項第1号ロの特定屋外タンク貯蔵所に関する申請添付資料（コーティング有）

項 目	資 料 内 容
次回の保安検査の時期	・タンク底部の板の厚さの1年当たりの腐食による減少量等により次回の保安検査の時期を算出した資料
コーティング	・コーティングに関する指針又は既存コーティングに関する指針に基づくチェックリスト ・コーティング等の施工に関して専門的技術及び経験を有すると認めることのできる資料
補修・変形	・補修実施箇所を示す図面、補修工事施工要領を示す資料 ・有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録資料
不等沈下	・タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料
支持力・沈下	・タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料
維持管理体制	・過去1年間の教育訓練実施記録資料（実施日、実施場所、参加人員、教育訓練内容を記録したもの） ・過去1年間の巡視・点検実施計画、実施要領を記載した資料

政令第8条の4第2項第1号ロの特定屋外タンク貯蔵所に関する申請添付資料（コーティング無）

項 目	資 料 内 容
次回の保安検査の時期	・タンク底部の板の厚さの1年当たりの腐食による減少量等により次回の保安検査の時期を算出した資料
水等管理の実施	・貯蔵危険物の水等の管理要領及び管理記録資料
補修・変形	・補修実施箇所を示す図面、補修工事施工要領を示す資料 ・有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録資料
不等沈下	・タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料
支持力・沈下	・タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料
維持管理体制	・過去1年間の教育訓練実施記録資料（実施日、実施場所、参加人員、教育訓練内容を記録したもの） ・過去1年間の巡視・点検実施計画、実施要領を記載した資料